

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第33号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(敷地が区域の内外にわたる場合の取扱い)

第2条 条例第2条の規定により住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施を制限する場合において、住宅宿泊事業を実施しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。）の敷地が条例第2条の規定による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該敷地の全部について、当該敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。